

4. 手当・年金等について

4) 児童扶養手当

父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童、もしくは父又は母が重度の障がいの状態にある児童の母又は父又は父母に代わり児童を養育している方に、手当が支給されます。

《対象》

18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、障がいの状態にある20歳未満の者を含む)で、父又は母の状態が次に該当すること

・離婚、死別、生死不明、遺棄、未婚のため父又は母がない

・父又は母が重い障がいのある方

・対象児童が施設に入所していないこと

・請求者(受給者)が公的年金(老齢福祉年金は可)を受給していないこと

・父又は母が障害の場合、国民年金法及び厚生年金保険法の1級にほぼ相当し、児童が加算の対象になっていない場合は、該当する。

《手続き》

詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。支給月 1月・3月・5月・7月・9月・11月

《必要なもの》

戸籍謄本(申請者及び子)、請求者名義の預金通帳など

(注)障がいの等級によっては、診断書が必要な場合もあります。

【担当】洞爺湖町栄町63番地1

健康福祉センター「さわやか」内

子育て支援課 子育て支援係 電話 82-7100